

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公開番号】特開2010-172636(P2010-172636A)

【公開日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-032

【出願番号】特願2009-21126(P2009-21126)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月1日(2012.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、

前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、

前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、

前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、

あらかじめ定められた第1の遊技状態において付与される前記特典1が、前記普通電動役物の開放延長であり、

前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記普通電動役物の開放延長を伴うことなく前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、

前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第1始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される前記特典1が、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第2始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される特典2よりも遊技者にとって有利なものであることを特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、

前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、

前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、

前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、

あらかじめ定められた第1の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、

前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、

、

前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第1始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される前記特典1が、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第2始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される特典2よりも遊技者にとって有利なものであることを特徴とする弾球遊技機。

【請求項3】

遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、
前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、

前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、

前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、
あらかじめ定められた第1の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、

前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、

前記第1の遊技状態においては、前記特典2として前記第2始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、

前記第1の遊技状態において付与される前記特典1の前記普通電動役物の開放延長の回数が、前記第1の遊技状態において付与される前記特典2の前記普通電動役物の開放延長の回数よりも多いことを特徴とする弾球遊技機。

【請求項4】

請求項1から3のいずれかに記載の弾球遊技機において、
前記特典2が、該特典2の契機となった入球が発生した際の当該遊技機の遊技状態に応じて変化することを特徴とする弾球遊技機。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかに記載の弾球遊技機において、
前記第1始動入賞口での抽選を契機に当選すると、遊技域に配された開閉可能な大入賞口装置が、所定回数開放動作を行うことを1つのラウンド遊技として複数回ラウンド遊技が行われる第1大当たり遊技と、

前記第2始動入賞口での抽選を契機に当選すると、前記大入賞口装置、又は別の大入賞口装置が前記ラウンド遊技を複数回ラウンド遊技を複数回行う第2大当たり遊技と、を備え、

前記第1大当たり遊技は、前記第2大当たり遊技と比較して、平均ラウンド数が少なく設定されており、

前記特典は、前記第1、第2大当たり遊技が終了した後に付与されることを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明はこうした課題に鑑みなされたものであり、請求項1、2、及び3に記載の本発明は、始動口を複数有し、一つの始動口が普通電動役物を有する遊技機において、いずれかの始動口を遊技状態に応じて狙い分けるという今までにない遊技性を備え、入球しにくい方の始動口に入球して抽選に当選した際には、入球し易い方の始動口に入球して抽選に当選した場合よりも多くの特典を遊技者に付与することを目的とする。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

請求項4に記載の本発明は、始動口を複数有する遊技機の遊技性を一層多様にすることを目的とする。

請求項5に記載の本発明は、稀な始動入賞口での当選を得た遊技者に喜びを与えることを目的とする。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

上記課題を解決するためになされた本発明の請求項1記載の弾球遊技機は、遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、あらかじめ定められた第1の遊技状態において付与される前記特典1が、前記普通電動役物の開放延長であり、前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記普通電動役物の開放延長を伴うことなく前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第1始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される前記特典1が、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第2始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される特典2よりも遊技者にとって有利なものであることを特徴とする。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0010】**

ここで遊技状態としては、前記抽選で当選する確率が上昇した状態、普通電動役物の開放延長状態、これらが同時に起きた状態、特別遊技中、後述する特典が付与された状態などが挙げられる。また、特典2としては、特別遊技が代表的だが、その他にも、特別遊技終了後の当選確率の上昇、特別遊技終了後の普通電動役物の開放延長、賞球の数などを挙げることができる。なお、特典1と特典2は、ある遊技状態においては全く同じでも構わない。例えば、ある遊技状態では特典1と特典2は同じであるが、別の遊技状態においては特典1のみが変化するように構成しても良い。また、ある遊技状態では特典1と特典2は同じだが、請求項4にて後述するように、別の遊技状態においては特典1と特典2の双方がそれぞれ異なる特典に変化するように構成しても良い。例えば、ある遊技状態では特典1と特典2は同じ特典aであるが、別の遊技状態においては、特典1が特典bに変化し特典2が特典cに変化するように構成しても良い。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項2に記載の本発明は、遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、

前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、あらかじめ定められた第1の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、

前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第1始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される前記特典1が、前記普通電動役物が開放延長された状態において前記第2始動入賞口に入球し、抽選に当選した際に遊技者に付与される特典2よりも遊技者にとって有利なものであることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項3に記載の本発明は、遊技域に第1始動入賞口と、第2始動入賞口とを備え、前記第1始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典1を付与し、前記第2始動入賞口に入球すると抽選を行い、該抽選に当選した際に遊技者に特典2を付与する弾球遊技機において、前記第2始動入賞口が、開放延長機能を備えた普通電動役物を配したものであり、あらかじめ定められた第1の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、前記第1の遊技状態とは異なる遊技状態である第2の遊技状態においては、前記特典1として前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、前記第1の遊技状態においては、前記特典2として前記第2始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長という特典が付与され、前記第1の遊技状態において付与される前記特典1の前記普通電動役物の開放延長の回数が、前記第1の遊技状態において付与される前記特典2の前記普通電動役物の開放延長の回数よりも多いことを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0017】**

請求項4に記載の本発明は、請求項1から3のいずれかに記載の弾球遊技機において、前記特典2が、該特典2の契機となった入球が発生した際の当該遊技機の遊技状態に応じて変化することを特徴とする。

なお、特典2の変化の契機となる遊技状態は、特典1の変化の契機となる遊技状態と同じものあっても良いし、異なるものであっても良い。後者の例としては、特典1は入球時において遊技機が確変中だったか否かに応じて変化し、特典2は入球時において遊技機の普通電動役物が開放延長中だったか否かに応じて変化するようにする構成を挙げができる。この場合、確変と開放延長が同時に発生した状態で、各始動入賞口に入球して抽選に当選した場合には、特典1、特典2の双方が、各状態以外の遊技状態において付与される各特典から変化する。一方、開放延長のみが発生した状態で、各始動入賞口に入球して抽選に当選した場合には、開放延長が発生していない状態で付与される各特典から、特典1は変化せず、特典2のみが変化する。前後するが、請求項1～3に記載の弾球遊技機においては、特典2を変化させなくても良いし、請求項4に記載の弾球遊技機のように入球した際の遊技状態に応じ、特典2を変化させてもよい。

【手続補正11】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0018****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0018】**

請求項5に記載の本発明は、請求項1から4のいずれかに記載の弾球遊技機において、前記第1始動入賞口での抽選を契機に当選すると、遊技域に配された開閉可能な大入賞口装置が、所定回数開放動作を行うことを1つのラウンド遊技として複数回ラウンド遊技が行われる第1大当たり遊技と、前記第2始動入賞口での抽選を契機に当選すると、前記大入賞口装置、又は別の大入賞口装置が前記ラウンド遊技を複数回ラウンド遊技を複数回行う第2大当たり遊技とを備え、前記第1大当たり遊技は、前記第2大当たり遊技と比較して、平均ラウンド数が少なく設定されており、前記特典は、前記第1、第2大当たり遊技が終了した後に付与されることを特徴とする。

【手続補正12】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0020****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0020】**

請求項1に記載の弾球遊技機によれば、第1始動入賞口に入球した際に行われる抽選の結果、当選した遊技者に付与される特典1が、入球が発生した際の遊技状態に応じて変化する。一例を挙げると、本遊技機を、前記抽選に当選する確率が高低2種類あるように構成し、前記確率の高さを遊技状態と定義した場合には、次のような態様を例示できる。すなわち、前記確率が高い状態（いわゆる確変状態）において当選した際に普通電動役物の開放延長が付与され、前記確率が低い状態において当選した際に開放延長を伴うことなく前記第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高める（つまり前記確変状態）という特典が付与される、といったものである。

【手続補正13】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0021****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0021】**

このように構成された遊技機によれば、遊技状態に応じて特典1が変化するので、ある遊技状態においては第1始動入賞口を狙って遊技をし、別の遊技状態においては、（この特典を避けるため等の目的で）第2始動入賞口を狙って遊技をするといった今までにない遊技性を提供することができる。前述のように、普通電動役物が開放延長となった状態において遊技者は特典2を得やすい。言い換えれば、この状態において、特典1を得るのは、特典2を得るのに比べて困難といえる。そこで、普通電動役物が開放延長となった状態において得られる特典1が、同状態において得られる特典2よりも有利なものとされている。このように構成された弾球遊技機によれば、入球しにくい方の始動口（ここでは普通電動役物の開放延長状態における第1始動入賞口）に入球して抽選に当選した遊技者には、入球し易い方の始動口（普通電動役物の開放延長状態における第2始動入賞口）に入球して抽選に当選した場合よりも有利な特典を遊技者に付与することができる。これを遊技者から見ると、より難しい方の当選を獲得したことに対する褒美を受け取った気分になることができる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

請求項2に記載の弾球遊技機は、第2の遊技状態においては、特典1として第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、第1の遊技状態においては、特典1として第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、普通電動役物の開放延長が得られる。普通電動役物が開放延長されると、容易に第2始動入賞口に入球させることができるので、遊技者は容易に賞球を得ることができる。なお、こうして第2始動入賞口に容易に入球させることができる状態は、前記開放延長が為されていない状態に比べ、特典2を得る可能性が高い状態と言える。したがって、特典2を得たくない遊技者は、第1の遊技状態においては第2始動入賞口を狙い、遊技状態が第2の遊技状態となった場合には、第1始動入賞口を狙うといった遊技も可能となる。逆に特典2を得たい遊技者は、第1の遊技状態においては第1始動入賞口を狙い、遊技状態が第2の遊技状態となった場合には、第2始動入賞口を狙うといった遊技を行うことができる。

なお、請求項2に係る本発明には反するが、第1の遊技状態における特典1が普通電動役物の所定回数の開放延長とし、第2の遊技状態における特典1は、前記所定回数とは異なる回数の普通電動役物の開放延長とする様態も考えられる。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

前述のように、普通電動役物が開放延長となった状態において遊技者は特典2を得やすい。言い換えれば、この状態において、特典1を得るのは、特典2を得るのに比べて困難といえる。請求項2に記載の弾球遊技機においても、普通電動役物が開放延長となった状態において得られる特典1が、同状態において得られる特典2よりも有利なものとされている。このように構成された弾球遊技機によれば、入球しにくい方の始動口（ここでは普通電動役物の開放延長状態における第1始動入賞口）に入球して抽選に当選した遊技者は、入球し易い方の始動口（普通電動役物の開放延長状態における第2始動入賞口）に入球して抽選に当選した場合よりも有利な特典を遊技者に付与することができる。これを遊技者から見ると、より難しい方の当選を獲得したことに対する褒美を受け取った気分になることができる。

【手続補正16】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0025****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正17】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0026****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0026】**

請求項3に記載の本発明においては、第2の遊技状態においては、特典1として第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与される。そして第1の遊技状態においては、特典1として第1始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、前記普通電動役物の開放延長が得られ、特典2として第2始動入賞口に入球した際の抽選の当選確率を高めるという特典が付与され、その後に、普通電動役物の開放延長という特典が付与される。普通電動役物が開放延長されると、容易に第2始動入賞口に入球させることができるので、遊技者は容易に賞球を得ることができる。なお、こうして第2始動入賞口に容易に入球させることができる状態は、前記開放延長が為されていない状態に比べ、特典2を得る可能性が高い状態と言える。したがって、特典2を得たくない遊技者は、第1の遊技状態においては第2始動入賞口を狙い、遊技状態が第2の遊技状態となった場合には、第1始動入賞口を狙うといった遊技も可能となる。逆に特典2を得たい遊技者は、第1の遊技状態においては第1始動入賞口を狙い、遊技状態が第2の遊技状態となった場合には、第2始動入賞口を狙うといった遊技を行うことができる。

そして第1の遊技状態において得られる特典1の開放延長の回数が、同状態において得られる特典2の開放延長の回数よりも多くされている。このように構成された弾球遊技機によっても、入球しにくい方の始動口（ここでは普通電動役物の開放延長状態における第1始動入賞口）に入球して抽選に当選した遊技者には、入球し易い方の始動口（開放延長状態における第2始動入賞口）に入球して抽選に当選した場合よりも有利な特典を遊技者に付与することができる。これを遊技者から見れば、より難しいほうの当選を獲得したことに対する褒美を受け取った気分になれる。

【手続補正18】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0027****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0027】**

請求項4に記載の本発明は、特典2の契機となった入球が発生した際の当該遊技機の遊技状態に応じて、特典2が変化する。つまり、係る弾球遊技機においては、各特典が付与される契機となる始動入賞が発生した際の遊技状態に応じて、特典1、特典2の双方が変化する。このような遊技機によれば、始動口を複数有する遊技機の遊技性を一層多様にすることができる。

請求項5に記載の本発明は、開放延長機能の作動中に抽選すらも稀な第1始動入賞口での当選に対しては、出球での不利は避けられないものの、第1大当たり遊技後の特典が、第2大当たり遊技後の特典と比較して有利に設定されているため、稀な第1始動入賞口での当選を得た遊技者に喜びを与えることができる。特典が有利ということは、再度当選を獲得する可能性も向上するため、たとえ出球が少なかった時でも不満を軽減することが可能となる。